

報告第 3 2 号

地方自治法第 180 条の規定による市長の専決処分の
報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 24 年 11 月 29 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

処分事項

損害賠償額の決定及び和解

専決年月日	損害賠償の額	損害賠償の相手方	事件の概要	和解事項
平成 24 年 10 月 18 日	714,000 円	相手方 住所 氏名	平成 24 年 9 月 3 日午前 7 時 5 分頃、 ■■■■付近において、走行していた公用車が右カーブに差しかかった際、減速が不十分であったため、カーブを曲がりきれず、相手方宅に衝突し、車止め、門壁及び門扉を損傷させたもの。	(1) 本市は、相手方に対し左記事 故に関する一切の損害賠償金として左記金額を払う。 (2) 相手方は、本市に対しその余の請求権を放棄する。